

春日部市児童館条例の一部を改正する条例

春日部市児童館条例（平成17年条例第95号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">春日部市庄和児童センター</td> <td style="text-align: center;">春日部市金崎839番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 春日部市春日部第1児童センター及び春日部市庄和児童センター 午前10時から午後6時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 児童館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</p>	名称	位置	春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">春日部市庄和児童センター</td> <td style="text-align: center;">春日部市金崎839番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">春日部市庄和第1児童館</td> <td style="text-align: center;">春日部市西金野井260番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 春日部市春日部第1児童センター、春日部市庄和児童センター及び春日部市庄和第1児童館 午前10時から午後6時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 児童館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、春日部市庄和第1児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。以下この項において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が祝日法による休日又は休館日に当たるときは、その翌日）とする。</p> <p>(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休館日、土曜日又は日曜日（以下この号において「休日等」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日等に当たるときは、その翌日）とする。</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	名称	位置	春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1	春日部市庄和第1児童館	春日部市西金野井260番地
名称	位置										
春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1										
名称	位置										
春日部市庄和児童センター	春日部市金崎839番地1										
春日部市庄和第1児童館	春日部市西金野井260番地										

<p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	<p><u>2</u> 前項第1号及び第2号の規定により休館となるべき日が3日以上連続する場合にあっては、当該休館となるべき日の初日から2日間を休館日とする。</p> <p><u>3</u> 市長は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。